

高松市耐震改修促進計画の改正(案)についてのパブリックコメント実施結果

本市では、平成29年2月10日(金)から3月10日(金)までの期間、高松市耐震改修促進計画の改正(案)についてのパブリックコメントを実施しました。ここに掲載させていただく御意見に対する考え方は、現段階での考え方をお示ししたものです。

- ※注釈 ①提出いただいた意見は趣旨を変えない範囲内で、簡略化又は文言等の調整をしているものがあります。
 ②一人の御意見で複数項目ある場合は、項目毎の回答としています。

- (1) 意見総数 2件(1人)
 (2) いただいた御意見(要旨)とそれに対する市の考え方

寄せられた御意見等	寄せられた御意見等に対する考え方
<p>1 ①住宅の耐震化を行うことができず、耐震改修等を諦めている市民も少なくないと思う。 周知等を繰り返し行い、すべての人の命を守るためによりよい方策を提示し、住宅の耐震化やシェルター利用等の普及を促進していただきたい。 耐震改修促進を望みます。</p>	<p>本市におきましては、平成23年4月から、昭和56年5月31日以前に着工された住宅の耐震診断・耐震改修工事に対し、補助を実施しており、28年4月からは耐震改修の補助率を補助限度額まで全額補助としたほか耐震シェルター等の設置についても補助対象とするなど拡充を図ったところです。 この補助制度の内容等につきましては、本市ホームページや広報たかまつなどの各種媒体の活用を始め、これまで、より効果の高かった出張相談会や各地域のコミュニティ、自主防災組織の活動の機会に説明を行うなど、引き続き、補助制度が十分活用されますよう積極的に周知・啓発を行い、一層の住宅の耐震化を促進してまいります。</p>
<p>②建築物周辺の液状化時の対策はありますか。(液状化による混乱がおきないよう対策が必要だと感じました。)</p>	<p>本計画は、住宅・建築物の耐震化を促進し、建築物の倒壊等から人的・経済的被害を軽減することを目的としており、地盤の耐震化(液状化対策)を盛り込んだものではございませんが、本市においても液状化の発生による被害も予測されておりますことから、住民自ら、事前に液状化危険度予測図(たかまつ防災マップ掲載)を確認するなど、事前の情報収集を行い、被害に対する備えや対策の実施が液状化による混乱の軽減につながるものと存じます。 建築物の液状化対策としては、地盤に施す場合と建築物に施す場合があります。 地盤に施す場合としては、地盤を締め固めるもの、地盤を固化するもの、地盤から水を抜くなど液状化を起こさせないものとなります。 また、建築物に施す場合としては、固い地盤に届く杭を打つなど、液状化が起こっても建築物に必要な機能を保つものとなります。 これらのものは、主に建築物を新築する際に有効な工法ですが、既存の建築物に施せる工法や被害を受けた場合の修復方法もありますので、各建築物の状況に応じて、御検討いただきたく存じます。</p>